

平成29年4月から

75歳以上の皆さんへ

後期高齢者医療保険料軽減率が変わりました

栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805

全ての人々が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平性が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。そのため、平成29年4月から、75歳以上の皆さんの保険料の軽減率が変わりました。

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員に納めていただく「均等割額」と所得額に応じて負担していただく「所得割額」の合計額で、平成28年中の所得をもとに、個人ごとに計算されます。

均等割額		所得割額		年間保険料額
43,200円	+	基礎控除(33万円) 後の総所得額等 × 所得割率8.54%	=	上限57万円 (100円未満切り捨て)

軽減について

所得の低い人や、これまで被用者保険の被扶養者であったため保険料を負担する必要がなかった人の保険料の軽減率が変更になりました。

〈所得の低い人の軽減について〉

①均等割額の軽減

世帯(被保険者全員と世帯主)の合計所得が以下のとおり基準を超えない場合は、均等割額が軽減されます。なお、65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円を控除した額で判定します。

9割軽減	[基礎控除額(33万円)]を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他の各種所得がない場合)
8.5割軽減	[基礎控除額(33万円)]を超えない世帯
5割軽減	[基礎控除額(33万円)+27万円×被保険者数]を超えない世帯 (平成28年度は26.5万円)
2割軽減	[基礎控除額(33万円)+49万円×被保険者数]を超えない世帯 (平成28年度は48万円)

②所得割額の軽減

所得割額は、平成28年度までは特例で5割軽減されていましたが、平成29年度からは2割軽減になります。これは、所得割額を負担する人のうち、総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額が58万円以下の人が対象です。

〈被扶養者であった人の軽減について〉

均等割額は、平成28年度までは特例で9割軽減されていましたが、平成29年度からは7割軽減になります。これは、75歳になる前日にご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった人が対象です。

平成29年8月から

70歳以上の皆さんへ

高額療養費の限度額が変わります

栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805
住民課国保年金係 ☎028(677)6038

高額療養費保険制度とは…

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた限度額を超えた場合に、限度額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。限度額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の人の限度額が下表のように変わります。

70歳以上の人の限度額(月額)

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認ください

適用区分	自己負担	要件	平成29年7月まで		平成29年8月から	
			外 来 (個人ごと)	外 来+入院 (世帯ごと)	外 来 (個人ごと)	外 来+入院 (世帯ごと)
現役並み	3割	課税所得145万円以上の人	44,000円	80,100円 総医療費 〔-267,000円〕 ×1% 多数該当※1 44,400円	57,600円	80,100円 総医療費 〔-267,000円〕 ×1% 多数該当※1 44,400円
			14,000円 年間限度額 144,000円	57,600円 多数該当※1 44,400円		
一般		課税所得145万円未満の人※2	12,000円	44,400円	14,000円 年間限度額 144,000円	57,600円 多数該当※1 44,400円
住民税非課税	1割 / 2割 ※3	Ⅱ 住民税非課税世帯		24,600円		24,600円
		Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円

- ※1 過去12カ月以内に3回以上、限度額に達した場合は、4回目から「多数該当」となり、限度額が下がります。
- ※2 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
- ※3 昭和19年4月1日以前生まれの人は1割です。